

韓国における特許出願の審査実態及び 特許取得上の留意点

国際第3委員会*

抄 録 近年、韓国における経済の発展に伴って、韓国への特許出願の件数は増加の傾向にある。一方、韓国と日本の特許法及び審査実務の相違により日本企業が韓国特許出願を取得する際に困難に直面する場合もある。

そこで、本稿は韓国への特許出願において、審査基準の観点から韓国における特許出願の審査実態を分析し、特許取得上の留意点を提言する。

目 次

1. はじめに
2. 統計データからみた韓国特許審査の状況
3. 審査基準からみた韓国特許審査における留意点
 3. 1 明細書
 3. 2 審査手続き
 3. 3 特許要件
 3. 4 特殊出願
 3. 5 明細書の補正
 3. 6 優先権
 3. 7 異議申立制度
 3. 8 その他の手続き
4. おわりに

1. はじめに

近年、日本企業が韓国に特許出願した件数は増加傾向にある。2003年の統計によると、日本から韓国になされた特許出願は13,000件程度であり、日本企業が韓国特許出願に力を注いでいることを窺い知ることができる。

しかしながら、韓国特許法（以下、特許法という）と日本特許法には相違点があり、また二重出願制度など韓国独自の制度や審査実務により日本企業が韓国特許出願を取り扱う際に困難に直面する場合もある。

上述した状況を踏まえ、本稿は、近年の韓国における特許取得上の留意点について、審査基準を詳細に検討したものである。

なお本稿は、2004年度の国際第3委員会第3ワーキンググループにおいて、関章（副委員長：松下電器産業）、内田泰宏（松下電工）、大川原康之（東京エレクトロン）、小林雄司（三菱自動車工業）、永井豊（三菱電機）、西川聖司（積水化学工業）、畠山和久（三菱化学）、古川和博（JFEテクノリサーチ）、南川佐英子（大塚製薬）が作成した。

2. 統計データからみた韓国特許審査の状況

本章では韓国特許出願の審査期間を把握し、各企業の韓国における特許権取得活動の一指標としていただくべく、特許出願から登録までの期間の調査を行った。

具体的には、過去4年間（2000年1月1日～2003年12月31日）に韓国で登録になった特許発明2,574件を対象にし、特許出願から登録までの期間についての調査を行った。以下、その結果を説明する。

* 2004年度 The Third International Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

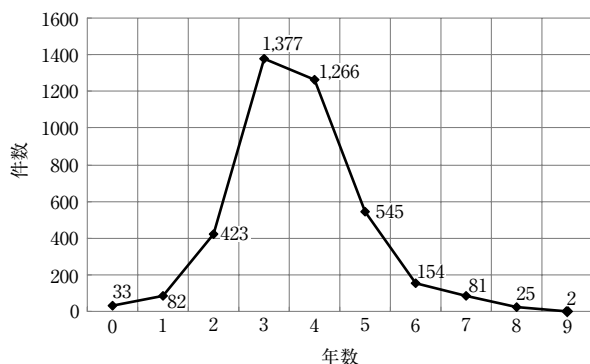


図1 出願から登録までの期間

図1は横軸に出願から登録までの期間（年単位）、縦軸にその件数を示す。なお、図1において出願から登録までの期間は年単位で記載し、小数点以下は四捨五入してある。

このグラフから解るように韓国特許出願の出願から登録までの期間は平均3.8年である。いずれの国際分類においてもこの分布を示しており、分野にかかわらず平均的に約3年半の期間で特許出願は登録されるようである。

3. 審査基準からみた韓国特許審査における留意点

本章では韓国における特許審査基準を検討することにより、韓国における特許出願の審査実態を分析し、特許取得上の留意点を提言する。

3.1 明細書

明細書には、発明の名称、図面の簡単な説明、発明の詳細な説明と特許請求の範囲を記載しなければならない（特許法42条2項）。

3.1.1 発明の詳細な説明

発明の詳細な説明は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有するものが、容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。（特許法42条3項）

発明の構成には、発明の課題の解決のために

講じた技術的な手段（構成）を、作用と共に記載しなければならない。課題を解決する手段には、発明の課題を解決するために、どのような技術的な手段を採用したかを記載しなければならない。その技術的手段が複数の手段から構成されている場合は、それらが互いにどのような関係を持つかを記載しなければならない。また、発明の構成には、構成そのものに関するものばかりでなく、その機能についても記載する必要がある。特許請求の範囲が、包括的に記載されているときは、その記載に基づいて発明の具体的な内容が理論的・経験的に分かる場合を除き、その包括的な記載に対応する、個々の代表的な実施例を記載しなければならない。（審査基準、第1章、第1節、4.3）

3.1.2 特許請求の範囲

(1) 記載要件

特許請求の範囲には、保護を受けようとする発明を記載した請求項が1または2以上なければならない。また、以下に適合するものでなければならない。（特許法42条4項）

- ① 発明の詳細な説明により裏付けられていること。
- ② 発明が明確且つ簡潔に記載されていること。
- ③ 発明の構成に欠くことができない事項のみを記載していること。

請求項に記載されている発明が特定機能を行うための「手段 (means)」,または「工程 (step)」によって記載されているが、これらの手段または工程に対応する具体的な構成が発明の詳細な説明に記載されていない場合は、発明の詳細な説明により裏付けられていないと判断される。

発明が明確かつ簡潔に記載されていない類型としては、以下の場合があり注意を要する。（審査基準、第1章、1節、6.3.2.1）

- ① 請求項の記載内容が、技術的に不明確で

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ある場合。

② 請求項に記載された発明に、明らかに構成要素が欠けている場合。

③ 請求項に、各構成要素が、単純に羅列されているばかりであり、その結合関係が記載されていないので、発明が不明確な場合。

④ 請求項に、発明の構成を不明確にする表現が記載されている場合。

例1：及び／または

例2：主に、主成分として、主工程として、適度な、適量の、多い、高い、大部分の、約

(2) 記載方法

独立項は、他の請求項を引用しない形式、即ち、独立形式により記載する。ただし、独立項の場合も、同一事項の重複記載を避けるために、発明を明確に把握することができる範囲内において、他の請求項を引用する形式により記載することができる。(審査基準、第1章、1節、6.4.1)

従属項は独立項またはほかの従属項を引用して記載する形式の請求項に引用される項の特徴を全て含み、引用される項の技術的事項を限定しまたは付加して具体化する請求項である。従って、引用される項の構成要素を減少させる形式で記載する請求項、或は、引用される請求項に記載された構成をほかの構成に置換する形式で記載する請求項は、従属項であると言えず、独立項として取り扱われる。(審査基準、第1章、1節、6.4.4)

2以上の請求項を引用する従属項は、2以上の請求項が引用された他の従属項を引用することができない。(施行令5条6項)

例えば、下記の例において、請求項4は2以上の項を引用する従属項として2以上の請求項を引用したほかの請求項3を引用しているため、請求範囲の記載方法に違反する。

【請求項1】…装置

【請求項2】請求項1において、…装置

【請求項3】請求項1または請求項2において、…装置

【請求項4】請求項2または請求項3において、…装置

2以上の請求項を引用する従属項は、2以上の請求項を引用した請求項を引用しているほかの請求項を引用することができない。(施行令5条6項)

例えば、下記の例において、請求項5は2以上の請求項を引用する従属項として、2以上の請求項を引用している請求項3を引用した請求項4を引用しているため、請求範囲の記載方法に違反する。

【請求項1】…装置

【請求項2】請求項1において、…装置

【請求項3】請求項1または請求項2において、…装置

【請求項4】請求項3において、…装置

【請求項5】請求項2または請求項4において、…装置

請求項内で2以上の項を引用し、その引用した請求項内で再び多数の請求項を引用することはできない。(特許法42条4項2号)

例えば、「請求項○または請求項○の方法で製造される請求項○または請求項○の物」のようなことを言い、これは2以上の請求項を引用する従属項が2以上の項を引用したほかの請求項を引用した場合と同じ混乱を惹起するので、認められない。

従属項はその従属項とカテゴリが相異した独立項またはほかの従属項を引用して記載してはならない。(施行令5条1項違背)

例えば、請求項3及び請求項4はほかのカテゴリに属する請求項を限定しまたは付加して具体化するものは認められない。

【請求項1】…方法

【請求項2】請求項1において、…方法

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

【請求項3】請求項2において、…物

【請求項4】請求項2または請求項3において、…方法（または物）

3. 1. 3 出願の単一性

一つの総括的発明の概念を形成する一群の発明については、一特許出願とすることができる。（特許法45条1項）「一つの総括的発明の概念を形成する一群の発明」に該当するか否かは、各請求項に記載された発明の間に、「1または2以上の、同一または対応する“特別な技術的特徴”」が存在するか否かによる。「特別な技術的特徴」は、「全体的にみて先行技術と区別される改良部分」をいう。

3. 2 審査手続き

3. 2. 1 審査一般

(1) 出願審査の請求（59条）

特許出願があったときは、何人も、その日から5年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。

分割出願については、5年の期間経過後であっても、分割出願をした日から30日以内に限り、出願審査の請求をすることができる。

出願審査の請求は、取り下げることができない。

出願審査の請求をすることができる期間内に、出願審査の請求がなかったときは、この特許出願は、取り下げたものとみなす。

(2) 審査着手の順序

特許出願に対する審査は、審査請求がある出願に限り、これを審査し、審査着手の順序は、審査請求の順による（施行規則38条）。このとき、審査請求の日が同一の場合は、出願日を基準とする。但し、審査請求された出願を、分割出願して審査請求をした場合は、原出願の審査請求の順により審査する。

一旦、審査が着手された後の審査の進行は、難解なものと認められるものを除き、特許出願に関する書類の受付けの後、4月以内に処理することを原則とする。

出願が、次の各号の一に該当して、審査の保留または延期が必要な場合、審査官は、出願人にその事実を通知する。

① 先願の特許出願と同一の発明をクレームしている場合

② 審判や訴訟に係属中である場合

③ その他、審査の保留または延期がやむを得ない場合

拒絶査定不服審判または取消決定不服審判により、拒絶査定が取消された出願、差戻された出願、及び審査前置された出願については、担当審査官が、その出願包装袋を受け付けた日から1月以内に、再審査に着手することを原則とし、審査が終結したときは、その審査の結果を特許審判院長に通知する。ただし、やむを得ず、1月以内に審査に着手することができない場合は、その事由を特許庁長官に報告しなければならない。

(3) 優先審査（61条）

特許庁長官は、出願公開後に、特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認めた場合、その他緊急処理が必要であると認める出願であって、大統領令で定める特許出願については、審査官に、その特許出願を他の特許出願に優先して審査させることができる。

(4) 拒絶理由の通知

1) 一般原則

全ての拒絶理由（62条）について審査を行い、原則として、第1回目の拒絶理由の通知の際に発見された全ての拒絶理由を一括して通知する。ただし、一特許出願の範囲の要件（45条）

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

を満たさない出願の場合等については、審査が可能な範囲内においてのみ審査を進行し、その結果を通知することができる。

2) 拒絶理由の通知をしなければならない出願

審査官は、出願を審査した結果、その出願が拒絶理由に該当する場合、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならず、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に拒絶の理由を通知し、期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない(62条、63条)。

拒絶理由内に、「周知または慣用」等の句を使用する場合、公知文献が相当数あるか、または業界に知られてきたか、或はよく使用されているので、例示する必要がない程度によく知られているか、またはよく使用されているときに限り、使用できるものであり、偶然、ある一つの文献に記載されているような場合には、使用してはならない(このような場合は、公知に該当する)。

3) 拒絶理由通知書に誤記がある場合の取扱
拒絶理由通知書の中に誤記を発見したときは、次の場合を除いて、意見書の提出の有無に拘らず、改めて正しい拒絶理由通知をしなければならない。

① 出願人が、その誤記について、誤記であると判断し、正しく解釈して意見書を提出した場合

② 出願人から、その誤記について何等の意見の提示がなく(意見書が提出された場合を含む)、また、その誤記が、審査官の意図した拒絶理由に何等影響を及ぼさない、単純な誤字、脱字等軽微な誤記である場合

(5) 中間処理及び審査の終結

1) 意見書・補正書等による審査

意見書は、審査官の拒絶理由通知に対し、指

定期間(期間延長がある場合は、延長された期間)内に、特許出願人が、審査官の指摘した拒絶理由を解消乃至覆すために、自分の意見を提示する手続きであって、意見書を提出するか否かは、出願人の判断による任意的事項である。

指定期間の経過後提出された意見書も、不受理事項(施行規則11条1項)ではないので、受理して処理しなければならない。

2) 期間の指定(施行規則16条)及び期間の延長(15条2項、3項)

補正期間(46条)、意見書提出期間(63条)等、法令により特許庁長官、審判院長、審判長または審査官が定めることのできる期間は、2ヶ月以内とする。

特許庁長官、審判院長、審判長または審査官は、この法律の規定により、特許に関する手続きをすべき期間を指定したときは、請求によりまたは職権で、その期間を延長することができる。

また、審判長または審査官は、この法律の規定により、特許に関する手続きをすべき期日を指定したときは、請求によりまたは職権で、その期日を変更することができる。

期間延長の申請については毎回1月ずつ可能であり、2ヶ月以上を一括して申請することができる。また、回数の制限はなく、期間延長の申請において、具体的な理由を付すことは要求されない。日本と異なり、内国人であっても容易に期間延長が可能である。但し、延長費用は延長回数に応じて高額になる。なお、補正に関しては、後述の3.5.1明細書及び図面の補正の項を参照されたい。

3) 意見書・補正書等の処理

意見書・補正書は、拒絶理由通知書に指摘した拒絶理由と対比させ、内容を十分検討して、通知した拒絶理由が維持されるのか否かを判断しなければならない。特に、拒絶理由に対して補正がされずに、意見書のみが提出された場合

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

は、意見書の内容を十分に検討して、拒絶理由通知において指摘した理由が維持されるのか否かを判断しなければならない。

拒絶理由通知により提出された意見書や実験成績書等は、明細書の一部となることはできないが、明細書の、発明の詳細な説明に記載された事項の正当性を釈明、または立証するための資料であるので、これらの内容は、特許性に対する判断において十分に考慮されなければならない。

(6) 査定

審査の着手により特許出願を審査した結果、拒絶理由を発見することができない場合は特許査定しなければならず、拒絶理由通知により提出された意見書・補正書によっても、通知した拒絶理由が解消されないものと認められる場合は、拒絶査定をする。

3. 3 特許要件

3. 3. 1 産業上の利用性

特許法上の発明であること及び産業上利用できる発明であることが必要である（特許法29条1項柱書）。韓国審査基準では発明に該当しない類型として、自然法則そのもの、単なる発見、自然法則に反するもの等が列挙されているが、ほぼ日本審査基準と一致している。

また、産業上利用することができない発明の類型として、医療行為、業として利用することができない発明、現実的に明らかに実施することができない発明等が列挙されているが、これも日本審査基準とほぼ一致している。

ただし、日本ではプログラムは物の発明として請求項に記載可能であるが、韓国では認められていない点が相違する。

3. 3. 2 新規性

下記の発明以外は新規性を有する（特許法29

条1項各号）。

1. 特許出願前に韓国内で公然に知られたり公然に実施をされた発明
2. 特許出願前に韓国内又は外国で頒布された刊行物に掲載されたり大統領令が定める電気通信回線を通じて公衆が利用可能になった発明

新規性については、韓国特許法が公知・公用は国内のみ（刊行物公知は世界が対象）であるのに対し、日本特許法では外国における公知・公用も対象となるので、この点が大きく相違する。

なお、自己の発表等により公開された発明のみならずその発明から容易に発明することができる場合（例えば発表等を行った発明に対する改良発明）にも新規性喪失の例外規定（特許法30条）が適用される点は、両国で共通する。

3. 3. 3 進歩性

特許出願した発明が、その特許出願前に当業者が上述の特許法29条1項各号に規定された発明に基づき容易に発明できる場合には、特許を受けることができない（特許法29条2項）。進歩性の基本原則および判断方法は日本とほぼ同一である。例えば、引用発明の内容中で「動機づけとなり得るもの」、つまり、引用発明の内容中の示唆、課題の共通性、機能・作用の共通性、技術分野の関連性、に関しては全く同一である。

3. 3. 4 拡大先願

先の特許出願または実用新案登録出願が登録公告または出願公開される前に出願された特許出願であっても、その発明が先出願の明細書または図面に記載された発明と同一である場合は、特許を受けることができない（特許法29条3項）。ただし、先後願の出願人または発明者が同一の場合はこの限りではない。日本の拡大

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

先願制度（日本特許法29条の2）と共通している。

3. 3. 5 先願

同一発明について二以上の特許出願がなされた場合は、最先の出願人へのみが特許を受けることができる（特許法36条1項）。同日に二以上の特許出願がなされたときは、出願人間の協議によって定められた一人の出願人にだけ特許が付与され、協議不成立あるいは協議できなかった場合はいずれの出願人も特許を受けることができない（特許法第36条2項）。日本の先願制度（日本特許法39条）と共通している。また、発明の同一性の判断方法は、日本とほぼ同じである。

3. 3. 6 まとめ

以上、特許要件に関する審査基準は両国ともほぼ共通しており、上述した公知・公用について大きく相違する以外は、韓国においても日本と同様の取り扱いがなされると考えて良い。

3. 4 特殊出願

3. 4. 1 分割出願

分割出願については特許法52条1項に規定があり、「二以上の発明を一つの特許出願とした場合は、その一部を一つ以上の特許出願として分割することができる」としている。

分割出願の主体的要件として、原出願の出願人と分割出願の出願人とが、出願の分割の際に一致することが求められている（特許法52条1項）。分割出願の客体的要件として、1）分割直前の原出願に、2以上の発明が含まれていること（特許法54条1項）、2）分割直前の原出願の明細書または図面に記載された発明の一部を、分割出願に係わる発明としていること（特許法54条1項）、が求められる。分割出願の時的要件として、「分割できる時期は特許法47

条の規定による補正をすることができるとき、または補正をすることができる期間（特許法52条1項）」、また国際特許出願については所定の手続後（特許法208条）である。

分割出願の効果として、分割出願の出願時が原出願時に遡求することが挙げられる（特許法52条2項）。ただし、1）特許法29条3項で規定する「他の特許出願」、2）公知等がなされていない発明とみなす場合（新規性喪失の例外の規定を受ける場合）（特許法30条2項）、3）特許出願等による優先権主張（特許法55条2項）、4）条約による優先権（特許法54条3項）、については、出願時は遡求されず、分割出願の出願日が基準日となる（特許法52条2項ただし書き）。分割出願の出願審査の請求は、分割の日から30日以内であれば可能（59条3項）である。さらに、国内優先権主張の先の出願とすることができない（55条1項）。

以上に示す通り、分割出願に関しては、日本の制度とほぼ同一であり、特に留意する点はないと考えられる。

3. 4. 2 二重出願

韓国では、1999年7月1日より特許出願と実用新案登録出願とを同時に行える二重出願の制度が利用できるようになった。これにより、一つの発明（考案）に対して特許出願および実用新案登録出願を重複して出願することができる。この制度の新設に伴い、従来の「出願変更」は廃止された。なお、同一の内容を特許と実用新案で二重登録することはできないため、通常、特許権を取得した後、実用新案権を放棄する（特許法87条2項）。

本制度により、出願人は特許権を取得するまでの間、発明（考案）を実用新案権により保護することができるというメリットがある。ただし、実用新案により保護されるのは、日本と同様、物品の形状、構造あるいはその組み合わせ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の考案であり、方法発明やプログラムなどは二重出願のメリットを享受できないことに留意しなければならない。

特許出願に基づいて二重出願する場合、特許査定謄本の送達前、あるいは拒絶決定謄本の送達の日から30日以内に実用新案登録出願を行わなければならない（韓国実用新案法17条1項）。また実用新案登録出願に基づいて二重出願する場合、実用新案の設定登録の日から1年以内に特許出願を行わなければならない（特許法53条1項）。

二重出願の要件は、1) 二重出願時において、原出願と二重出願の出願人が同一（または適法な承継人）であること、2) 二重出願の請求範囲の記載が原出願の最初の出願の請求範囲に記載の事項の範囲内であることである。適法な二重出願の出願日は原出願の出願日に願したものととして扱われる。しかし、二重出願が要件に違反したものであった場合、出願日の遡及効は認められない。ただし、補正により要件違反を解消できた場合、出願日の遡及効が発生する。

3. 5 明細書の補正

3. 5. 1 時期

出願人は、特許決定の謄本送達前であれば、基本的にいつでも明細書又は図面の補正をすることができる（特許法47条第1項）。ただし、拒絶理由通知を受けた後は、下記の期間のみ補正をすることができる（特許法47条第1項～第3項）。

1. 最初の拒絶理由通知に対する意見書提出期間内
2. 最後の拒絶理由通知に対する意見書提出期間内
3. 拒絶査定不服審判（特許法132条の3）の請求日から30日以内

3. 5. 2 補正可能な範囲

(1) 自発補正及び最初の拒絶理由通知に対する意見書提出期間内にする補正

上記補正は、当初明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてする必要がある（特許法47条第2項）。

従来、「当初明細書等に記載された内容の要旨を変更しない範囲で補正可能」とされていたが、2001年法改正によって上記の通り現在の日本特許法の補正範囲（日本特許法17条の2第3項）とはほぼ同じ内容に変更されている。

「当初明細書又は図面に記載した事項」とは、外形上の完全同一を言うものでなく、当業者が当初明細書等から見て自明な事項も含まれる。この点でも、現在の日本の審査基準とはほぼ同じである。

ただし、日本の審査基準では、明細書に上位概念としてのみ記載されていた場合、それに含まれる下位概念を特許請求の範囲に追加する補正は、該上位概念に含まれる他の下位概念も想定できる以上、認められないと記載されている（日本審査基準、第Ⅲ部明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）。

これに対し、韓国審査基準では、例え明細書に上位概念でのみ記載されていても、当業者に周知の技術であれば、それに含まれる下位概念を特許請求の範囲に追加する補正は認められ得る（韓国審査基準Ⅳ. 補正制度、2. 3新規事項判断事例）。

このことから、新規事項の追加に関して、実務上韓国の方が緩やかであると思われる。

(2) 最後の拒絶理由通知に対する意見書提出期間内及び審判請求日から30日以内にする補正（以下、最後の拒絶理由通知時等における補正）

上記補正は、以下の範囲内においてしなければならない（特許法47条第3項）。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

1. 特許請求の範囲の減縮
2. 誤記の訂正
3. 明瞭でない記載の釈明

特許請求の範囲の減縮とは、請求項の削除、択一的に記載された要素の削除、上位概念から下位概念への変更等のことである。

誤記の訂正とは、明細書または図面の記載が誤記であることが明細書の記載内容からみて自明と認められるか、周知の事項または経験則からみて明確な場合に、その誤記を正確な内容の字句や語句に修正することである。

明瞭でない記載の釈明とは、審査官が最後の拒絶理由通知において、不明確な記載を明確にするように指摘した場合に限ってその指摘された事項を補正することは許容される。

上記補正は、以下の要件をさらに満たす必要がある（特許法47条第4項）。

1. 明細書又は図面の補正は、特許請求の範囲を実質的に拡張または変更しないこと
2. 補正後の特許請求の範囲に記載された事項が、特許出願をした時点において特許を受けることができるものであること（独立特許要件）

「特許請求の範囲を実質的に拡張または変更しない」とは、補正前後であって発明の目的が同一であり、付加された構成要素が実質的同一（周知慣用技術）であって、新たな先行技術調査を必要としない範囲での補正をいう。

基本的な内容は、日本特許法とほぼ同一であるが、誤記の訂正や明瞭でない記載の釈明の場合でも、独立特許要件が課される点が日本特許法と異なる。

3. 5. 3 国際特許出願の補正可能な範囲

国際特許出願においては、国際出願日に提出された明細書等（原文）の翻訳文に記載された事項の範囲内で、補正をすることができる（特許法208条第3項）。

即ち、PCT経由で韓国に出願したときは、原文の範囲内で補正ができないため、翻訳文の作成には十分注意が必要である。

また、翻訳文に記載された発明が、原文にも記載されていないければ、無効理由を有することとなる（特許法213条第1項）。このため、翻訳文に記載された事項の範囲内で補正をした場合であっても、原文の範囲を越えていれば無効とされることに注意を要する。

3. 5. 4 不適法な補正の取り扱い

特許法47条第2項に違反し、新規事項を追加する補正をした場合は、拒絶、特許異議申し立て、無効の各理由となる（特許法62条第1項第5項、69条第1項第4号の2、133条第1項第4号の2）。

また、最後の拒絶理由通知時等における補正が不適法な場合は、日本特許法と同様に補正が却下される（特許法51条）。

補正の却下に対しては独立して不服を申し立てることはできないが、特許拒絶査定不服審判（特許法132条の3）において、補正却下の適否を争うことが可能である（特許法第132条の3）。

3. 5. 5 査定後の訂正

特許査定後、特許異議申立又は無効審判の請求がされた場合は一定期間に限り訂正を請求することができる（特許法77条、特許法133の2条1項）。また、特許異議申立又は無効審判が特許庁等に係属している場合を除き、特許権者は訂正審判を請求することができる（特許法136条）。

上記何れの場合でも、前述した最後の拒絶理由通知時等における補正とほぼ同様の制限がかけられるが、明瞭でない記載の釈明については、査定前と異なり独立特許要件が判断されない（特許法136条第4項）。

また、上記訂正について利害関係人又は審査

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

官は、訂正の無効を求める審判を請求することができる（特許法137条）。日本特許法では、無効審判の請求理由の中に訂正違反が含まれる（日本特許法123条第1項第8号）のに対し、韓国特許法では無効審判とは独立して訂正の適否のみ争うことのできる訂正の無効審判が存在する点で異なる。

3. 6 優先権

3. 6. 1 国際優先権

韓国は、1980年よりパリ条約に加盟しており、当該条約同盟国において先に出願された内容に基づき、先の出願から1年以内であれば優先権主張を伴って特許出願を行うことができる（特許法54条）。

優先権主張を行うには、特許出願の際に、優先権を主張する旨、最初に出願した国名、その出願の年月日、及びその出願番号を願書に記載しなければならない（特許法54条第3項）。尚、韓国出願の際、上記国名、出願年月日、及び出願番号が不明である場合には、後日補充が可能となっている。

さらに、優先日から1年4月以内に、優先権証明書類とその韓国翻訳文を提出しなければならない（特許法54条第4項、特許法施行規則25条第1項）。ただし、日本出願を優先権の基礎とする場合には優先権証明書そのものの提出は不要である。優先権証明書類が上記期間内に提出されなかった場合、優先権主張は効力を喪失する（特許法54条第6項）。また、優先権主張を伴った特許出願の内容が最初の出願内容と同じ場合には、韓国翻訳文の提出は不要である点に留意すべきである（特許法施行規則4条第2項）。ただし、優先権主張の基となる出願が複数ある場合、いわゆる複合優先の場合には優先権書類に対する韓国翻訳文が必要となる。なお、これまで必須提出書類であった優先権主張書類についての翻訳文の提出に関し、2005年2月11

日付けで、特許庁長又は審判長が審査・審判のために必要と認めた場合に提出を命じることができるように特許法を改正した（特許施行規則4条2項、25条、113条、113条の2）。

施行日は、2006年1月1日からとなっており、日本からの出願人は、パリルートの場合2004年9月1日以降に基礎出願が行われたものから、PCTルートの場合は2005年10月1日以降に韓国特許庁へ到達通知されたものから、適用されることになる。

さらに、優先日から1年4月以内であれば、当該優先権主張の補正又は追加を行うことができる（特許法54条第7項）。ここでいう補正とは、優先権主張の全部取り下げ、複合優先権主張の場合一部優先権主張の取り下げ、優先権主張の明白な誤記の訂正、などであり、また、追加とは、優先権主張の追加（但し、最初に優先権主張が一つ以上あり、それに加えて上優先権主張を追加すること）をいう。

3. 6. 2 国内優先権

出願人が、韓国において先に出願した発明又は考案に基づいて再度特許出願を行う場合、日本国特許法における国内優先権主張出願と略同様の制度運用で、韓国における国内優先権主張出願を行うことができる（特許法55条）。尚、韓国においては、日本にはない二重出願制度を採用している。この二重出願を優先権主張出願の基礎とすることは出来ない点に留意すべきである（特許法55条第1項第2号）。

また、前述の国際優先権主張出願と同様、優先日から1年4月以内であれば、当該優先権主張の補正又は追加を行うことができる（特許法55条第5項）。

先の出願が取下げとなるタイミングは、特許出願を基礎とする場合は、先の出願から1年3月後という点は日本とは変わりはないが、実用新案出願を基礎とした場合には、国内優先権主

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

張時に取り下げられたものとみなされる点に留意すべきである（特許法56条第1項）。

3. 7 異議申立制度

3. 7. 1 趣旨

韓国の特許異議申立制度は、1997年7月1日から特許付与後の異議申立制度に変更された。この制度は、一定期間に限り広く第三者にその取り消しを求める機会を与え、異議申立があったときは、特許庁が特許付与に対する処分 of 適否を審理し、瑕疵がある場合はその是正を図ることにより、特許付与に対する信頼を高めるという公益的な目的を達成するための制度である。

3. 7. 2 異議申立人及び異議申立期間

何人（自然人、法人、法人でない社団または財団等）も請求できる（特許法69条1項）。但し、地位承継はできず、特許権や実用新案権の一部または全部を承継した場合は、その異議申立は却下される。異議申立は、2001年6月30日以前に出願された特許に対しては登録公告の日から3ヶ月以内に限りできるが、2001年7月1日以降出願された特許に対しては、設定登録日から特許公告後3ヶ月以内に異議申立できる。

3. 7. 3 異議申立理由

特許請求の範囲の請求項が2以上あるとき、請求項ごとに異議申立できる。

異議申立理由は、特許法69条1項に規定されており、

1. 外国人の権利能力（特許法25条）、特許要件（産業上利用性、新規性、進歩性及び先後願関係）（特許法29条）、植物発明特許、特許を受けることができない発明（特許法31条～33条）、先願（特許法36条1項～3項）、共同出願（特許法44条）の違反。
2. 無権利者に対して特許されたとき。
3. 条約の規定に違反しているとき。

4. 記載要件（特許法第42条3項又は4項）違反。

が挙げられている。特許協力条約による国際出願の場合は、前記の理由の他に以下の理由が追加（特許法212条）されている。

1. 国際出願の日に提出した国際出願の明細書、特許請求の範囲又は図面（図面の中の説明に限る）とその出願翻訳文に共に記載されている発明以外の発明について特許されている場合。
2. 国際出願の日に提出した図面（図面の中の説明は除く）に記載されている発明以外の発明について特許されている場合。

一方、特許請求の範囲の記載方法（特許法第42条5項）、実用新案登録請求の範囲の記載方法（実用新案法第9条5項）、一特許出願の範囲（特許法第45条）及び一実用新案登録出願の範囲（実用新案法第10条）は、拒絶理由になるが、異議申立の理由にはならない。又、特許された後、その権利者が特許法25条の規定により特許権を享受することができなくなった場合及びその特許が条約に違反するようになった場合、無効理由になるが、異議申立理由にはならない。新規事項の追加違反は、2001年6月30日以前に出願された特許に対しては異議申立理由に該当しないが、2001年7月1日以降出願された特許に対しては、異議申立理由になる（特許法47条2項）。

3. 7. 4 補正及び要旨変更

補正については、異議申立の期間の経過後30日以内に限り、異議申立書に記載した理由または証拠を補正できる（特許法70条1項）。異議申立理由は、外国人の権利能力（特許法25条）、特許要件（産業上利用性、新規性、進歩性及び先後願関係）（特許法29条）、植物発明特許、特許を受けることができない発明（特許法31条～33条）、先願（特許法36条1項～3項）、共同出

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

願（特許法44条）の範囲内において、理由、証拠の追加、削除または変更ができる。一方、異議申立の対象の変更及び異議申立人の変更は、要旨変更となり、審査合議体によりその異議申立が却下される。なお、補正期間経過後の補正は、一応受理するが、異議決定の資料としては利用することができない。

3. 7. 5 審査

審査官は、特許権者又は異議申立人が申出ていない理由・証拠をもって審査でき（特許法72条1項）、証拠調査をする必要があるときは、証拠調査を実施する（特許法157条）ことができる。但し、特許異議申立されていない請求項は審査できない（特許法72条2項）。2以上異議申立がある場合は併合するか分離して審査、決定することができ（特許法73条）、2以上の異議申立の理由・証拠から、取り消し理由になる理由・証拠を選択できる（特許法72条1項）。

3. 7. 6 訂正請求

訂正請求できる時期は、答弁書を提出することが出来る期間内又は審査官合議体による職権審査結果通知に対する意見書提出期間内（特許法77条）である。訂正できる範囲は、①特許請求の範囲の減縮、②誤記の訂正、③不明瞭な記載の釈明であり、この①～③の訂正は、①特許請求の範囲を実質的に拡張するものでないこと、②訂正後の特許請求の範囲に記載された事項が、特許出願の際、特許を受けることができること、という要件を満たす必要がある。但し、訂正請求による明細書又は図面に対する訂正は、異議申立の理由に対応しない事項についてもできる。訂正不認定の場合、2001年6月30日以前に出願された異議申立に対してはそれについて意見書は提出できるが、補正はできない（特許法136条4項）。意見が認められなければ、訂正請求は採択されない。しかし、2001年7月

1日以後に出願された異議申立については、意見書及び/又は訂正補正書の提出ができる。その補正は訂正明細書を基準としてその要旨を変更しない場合に限って補正できる。

3. 7. 7 特許異議申立についての却下決定、取り消し又は維持決定（特許法第74条2項、3項、5項）

韓国では、異議申立却下について不服を申し立てることができない（特許法74条6項）。

異議申立の却下の理由には、以下の理由が挙げられている。

① 異議申立書が方式違反している場合であって、補正命令に対し補正期間内に補正しなかったとき。

② 異議申立期間後の異議申立。

③ 異議申立の理由及び証拠が不明瞭又は不適切。

④ 異議申立の対象が不明確。

⑤ 訂正請求により異議申立の対象となる請求項が削除されたとき。

取り消し決定不服の場合は、韓国では、特許審判院に審判請求する（特許法132の3条）。

異議申立は、決定の謄本の送達前は取り下げることができる（特許法76条2項）。異議申立人が提出した理由又は証拠の中に特許無効理由があるときは、審査官の名義で無効審判を請求できる。

3. 7. 8 まとめ

韓国では、異議申立期間が短いですが、2001年7月1日以後に出願された異議申立については、登録公告前であっても設定登録日から異議申立できるので、インターネット公報メーリングサービス（韓国特許庁が無料でサービスしている）や韓国特許事務所に依頼して問題の特許の設定登録の有無について周期的にモニタリングすることも必要である。異議申立人は異議申立期間

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

内には、異議申立書のみを提出し、異議申立理由及び証拠は、異議申立期間経過後30日以内に補充すればよい。

更に、外国人の場合は、2ヶ月、1回に限り延長が可能である。韓国では、異議申立は、もとの審査官を含む3名の合議体で行われるため、無効審判に比して成功率は低い(2000年度異議成功率：20.9%，無効審判成功率：50%)。

3. 8 その他の手続き

3. 8. 1 情報提供

情報提供制度は、公開された出願に対し、何人も、その出願が特許されてはならないとの情報を提供できるようにすることにより、審査官による審査の迅速性及び正確性の向上に寄与させようとする制度である(特許法64条2項)。日本では、平成15年の改正により異議申立制度が廃止されたことに伴い、出願公開後のみならず、設定登録後の情報提供も認められるようになった。韓国において情報提供制度は、出願公開後、特許庁に係属中のみ認められる。

情報提供制度は韓国と日本であまり変わらないが、韓国では、情報提供された出願について拒絶査定、特許査定、またはその他の事由により審査が終結される時は、その結果及び提出情報の活用の有無が、審査官により情報提供者に通知される。日本においては、このような通知はされない。

情報提供事由の比較においては、韓国では広い範囲で情報提供が認められており、共同出願要件違反、冒認出願等のいわゆる当事者系の拒絶理由も情報提供理由となっている。

3. 8. 2 書類・見本等の提出

本制度は、明細書等の記載により発明の内容を理解することができない場合等は、通常拒絶理由通知が発せられるが、審査の効率的進行に必要なときは、出願人または異議申立人に対し

て、審査に必要な書類・見本等を提出させることができるというものである(特許法222条)。

提出を求めることができる資料は、(1)発明の構成要件と実施例の構成要件との対応関係を説明した書面等、(2)数式の誘導過程、技術用語の定義、記号の意味等を解説した書面、(3)意見書中の主張を更に明瞭に説明した書面、(4)他国の審査結果、(5)見本や模型等、(6)公認機関が発行する実験成績証明書等の審査に必要な書面である。また、提出した書類・見本等は出願包装袋等に保管されるが、審査終了後返還されるように請求することもできる。

このような制度は日本にはないが、うまく活用されれば審査の効率化と公正性に寄与されるものと思われる。

3. 8. 3 手続きの停止

特許に関する出願・請求またはその他の手続きの中断については、特許法20条及び21条に規定されており、手続きの中止については特許法23条及び78条1項に記載されている。日本においては、特許法21条～24条において、手続きの中断・中止等の手続きについての規定がされているが、中断・中止理由については、民訴法を準用することにより規定されている。

3. 8. 4 審査官による無効審判の請求

韓国において無効審判の請求は、原則的に利害関係人のみが行うことができるが、審査官も請求することができる(特許法133条)。無効審判は、違法に付与された特許権の効力を巡る争いであって、その権利の効力は直接的な利害関係人だけでなく、一般公衆にも及ぶものであるため、無効審判の請求を利害当事者にのみ任せることができず、また、当事者が審判を提起しない場合は、公の利益を損なう恐れがある。そこで、公益の代表者として、審査官が無効審判を請求して、違法に付与された権利を無効にす

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ることができるようにした制度である。

日本において無効審判の請求は、原則として何人も請求することができるが、審査官が無効審判を請求することはなく、当事者間による和解等によって請求が取り下げられ無効審判が終了した場合、請求人の意思に関わらず審判が再開することはなく、無効性のある特許であってもそのまま存続することとなる。これは、無効審判の利害関係人の調停機能（私益性）を、特許の公益性よりも重んずるという判断によるものと思われる。このことは、例えば、日本の無効審判においては職権探知主義が採用されているが、請求人の趣旨に反するところまで審判官の判断で審判することは認められていないことにも現れている。しかし、一度審判請求されたものが当事者の和解等により審理が終結し、無効の特許が存続することは、第三者の立場からは好ましくない状況ともいえよう。

韓国において本制度がどのように（件数、内容、無効化率等）活用されているか興味深い点である。

4. おわりに

本稿は、韓国における特許取得上の留意点についてまとめているが、各企業の事業活動の一助となれば幸いである。

本稿は、限られた情報源の中、情報を提供いただいた韓国特許庁、金・張法律事務所、第一国際特許法律事務所、特許法人KOREANA及びJETROソウルセンターの方々のご協力の下、完成に至った。お忙しい中、私どもの調査研究にご協力を頂いた皆様におかれましては、この場をお借りして、深くお礼を申し上げたい。

（原稿受領日 2005年4月4日）

